

寒川町
子ども・子育て支援事業計画
(イメージ)

平成27年3月

寒川町

はじめに

平成27年 3月

寒川町長

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって.....3

- 1 計画策定の趣旨3
- 2 計画の性格.....4
- 3 計画の位置づけ5
- 4 計画期間.....6
- 5 計画の策定体制6

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....9

- 1 人口動態と子ども世帯.....9
- 2 少子化の動向.....12
- 3 保育環境・教育環境の状況.....20
- 4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....21
- 5 ニーズ調査からの課題.....22

第3章 計画の基本的な考え方.....29

- 1 計画の基本理念.....29
- 2 計画の基本的な視点.....30
- 3 新制度の全体像.....32
- 4 新制度の事業体系.....33
- 5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....36
- 6 教育・保育の提供区域.....37
- 7 計画の体系.....38

第2部 各論

第1章 教育・保育の提供.....41

- 1 施設型給付（法定給付）.....41
- 2 地域型保育給付（法定給付）.....43

第2章 地域子ども・子育て支援事業の提供.....47

- 1 通所系事業.....47
- 2 訪問系事業.....51

3 相談支援.....	52
4 その他事業.....	53
第3章 施策の展開.....	57
基本目標1 子育て家庭の支援.....	57
施策の基本的方向 1 地域での子育て家庭の支援.....	57
施策の基本的方向 2 仕事と子育ての両立.....	61
施策の基本的方向 3 子育て家庭への経済的支援の充実.....	63
基本目標2 母子の健康の確保と増進.....	64
施策の基本的方向 1 母と子の健康づくり.....	64
施策の基本的方向 2 保健医療の充実.....	66
基本目標3 教育環境の整備.....	67
施策の基本的方向 1 学校教育の充実.....	67
施策の基本的方向 2 幼児教育の充実.....	69
施策の基本的方向 3 家庭や地域の教育力の向上.....	70
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	71
施策の基本的方向 1 バリアフリーのまちづくり.....	71
施策の基本的方向 2 安全・安心まちづくり.....	72
施策の基本的方向 3 子どもの遊び場の確保.....	74
基本目標5 要支援家庭への取り組み.....	75
施策の基本的方向 1 児童虐待の防止.....	75
施策の基本的方向 2 ひとり親家庭への支援.....	76
施策の基本的方向 3 障害児施策の充実.....	77
第4章 計画の推進体制.....	81
1 推進体制の整備.....	81
2 住民との協働.....	81
資料編.....	85
1 子ども子育て支援法.....	85
2 新制度における公費のしくみ.....	85
3 子ども・子育て会議.....	85
4 用語解説.....	85

第1部 総論



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

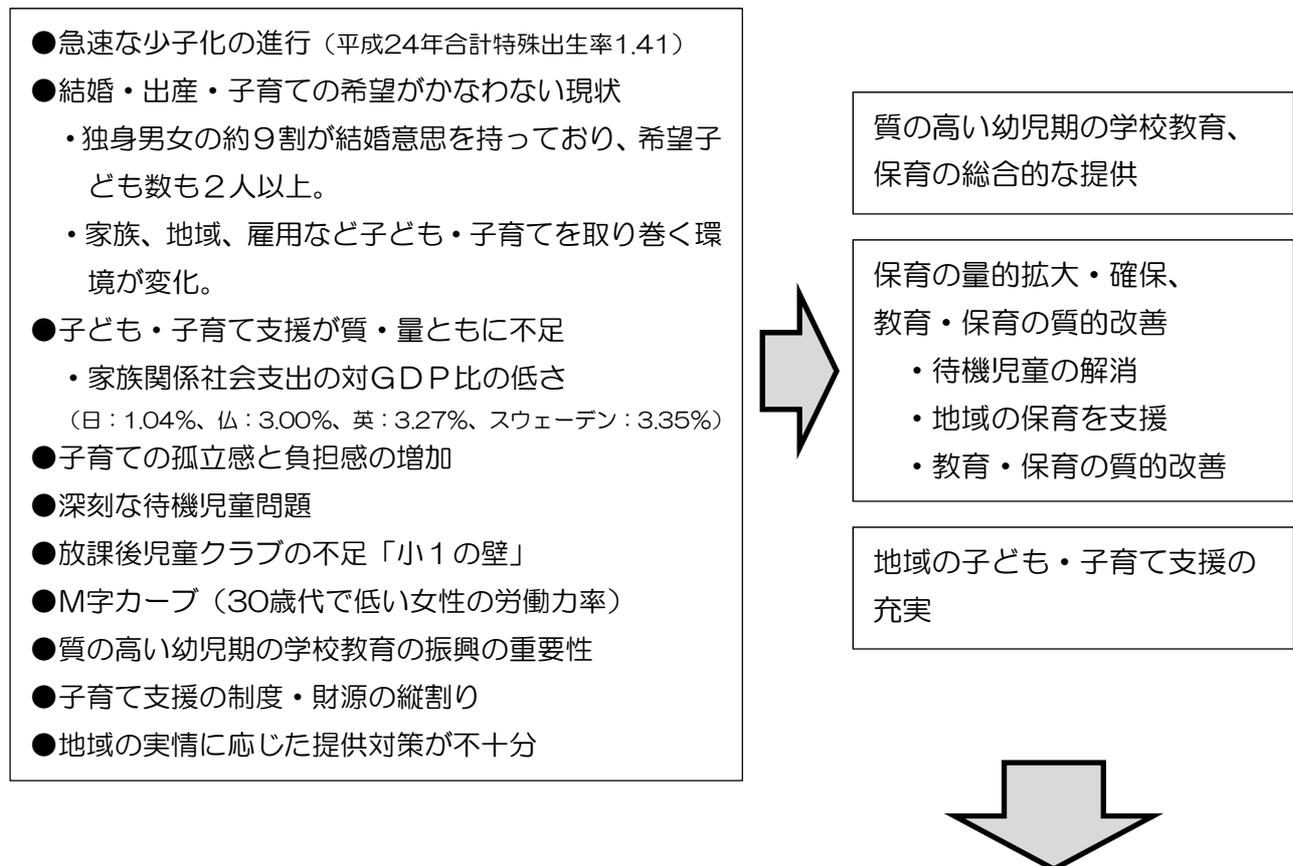
このような状況の中、寒川町では平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、時代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

さらに、国ではすべての子どもの良質な生育環境を保証し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育てシステム関連3法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。

こうしたことから、本町においても「次世代育成支援地域行動計画」にかわり、「寒川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格

平成24年8月に「子ども子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。



課題への解決策として、「幼保一元化（①）」「待機児童の解消（②）」「地域で支える教育・保育（③）」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」に基づく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。

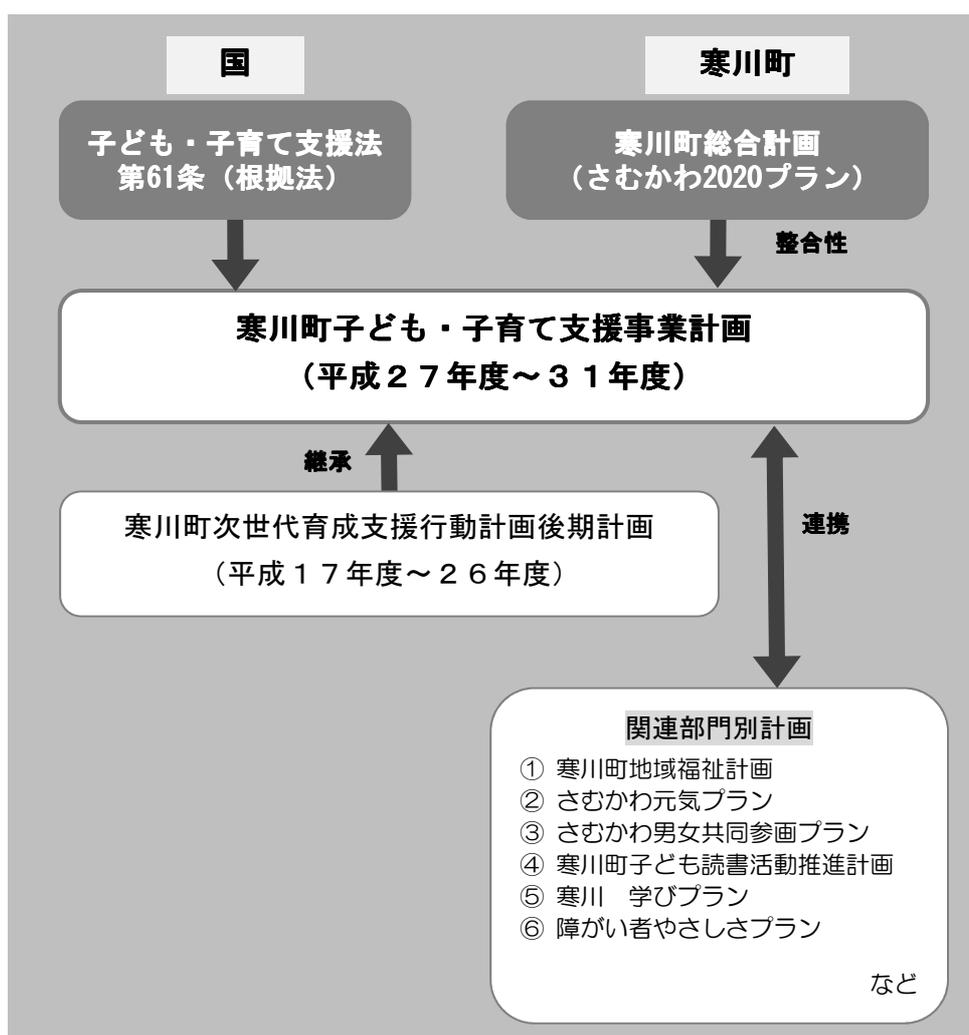
3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

[子ども子育て支援法の基本理念]

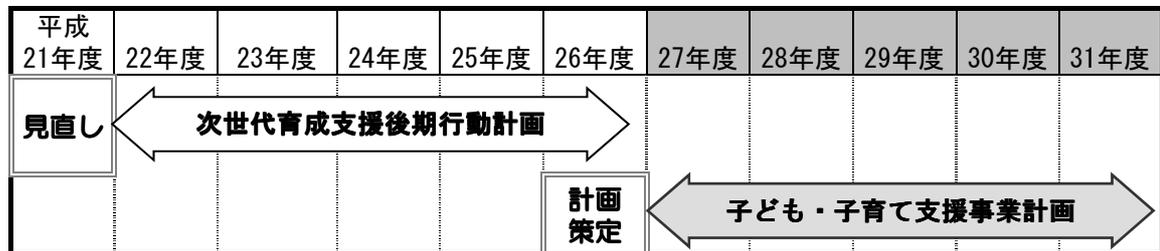
- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

図 1.1 上位計画、関連法案との関係



4 計画期間

本計画の期間は、子ども子育ての新制度が始まる平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間と定められています。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本町では就学前児童をもつ保護者全世帯に対しニーズを把握するために、平成 25 年 11 月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 寒川町子ども・子育て会議の設置

本町では、本計画の内容を審議するため、寒川町子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

「寒川町パブリックコメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く町民から募集しました。



子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

寒川町の人口は、平成25年1月1日現在、47,470人で平成19年からほぼ横ばいの傾向で推移しています。

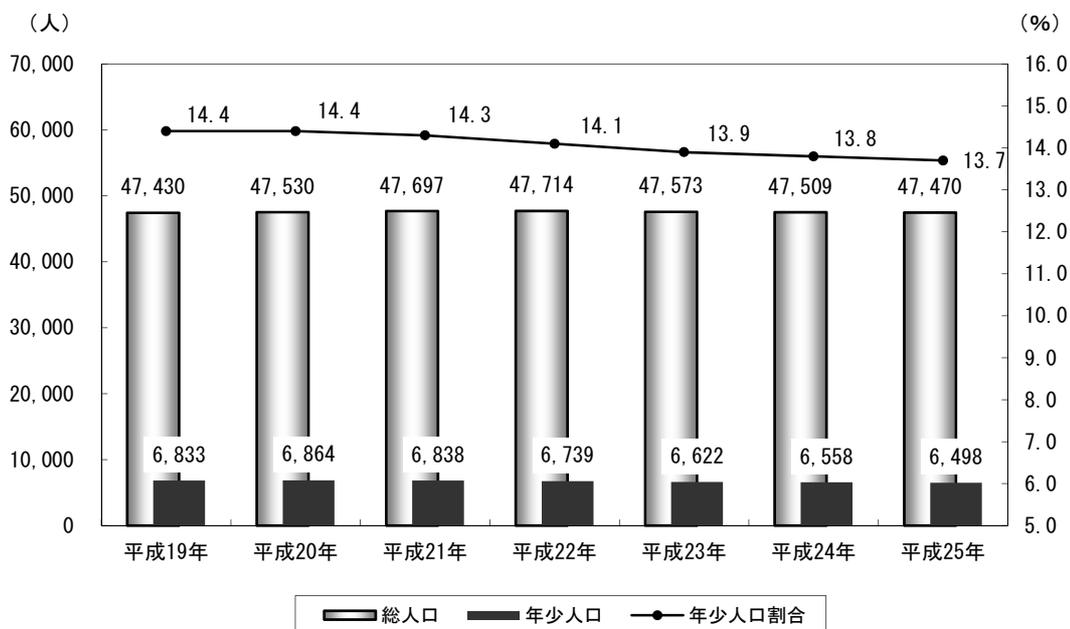
年少人口(15歳未満)は、平成20年から減少傾向で推移し、平成25年では6,498人となり、年少人口割合は13.7%で減少傾向で推移しています。

図表 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	47,430	47,530	47,697	47,714	47,573	47,509	47,470
年少人口 (15歳未満)	6,833	6,864	6,838	6,739	6,622	6,558	6,498
年少人口割合	14.4	14.4	14.3	14.1	13.9	13.8	13.7

資料：神奈川県 市町村別年齢3区分人口一覧



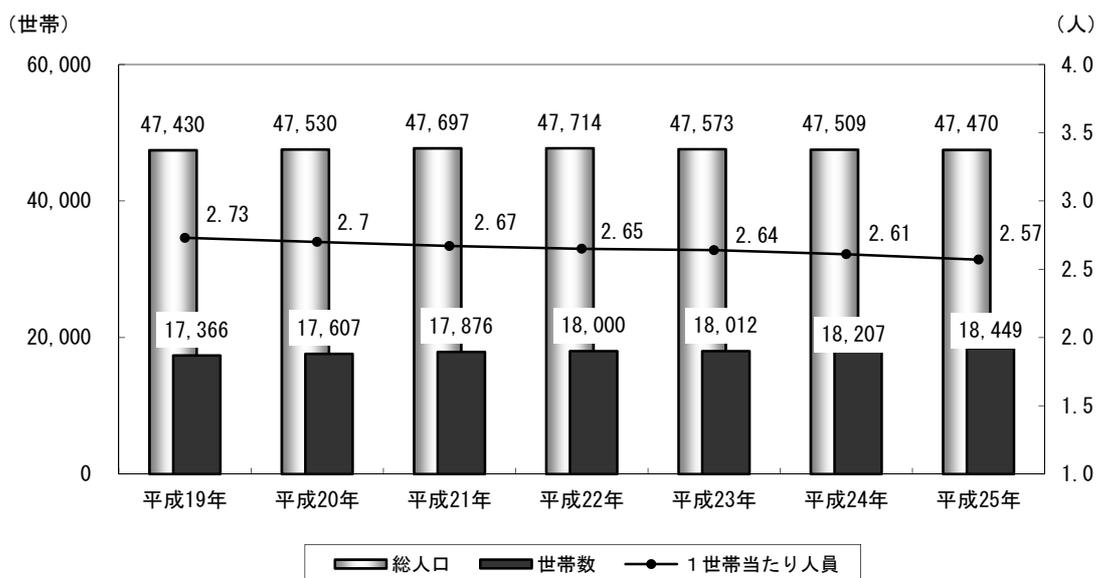
(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成19年から増加傾向で推移し、平成25年1月1日現在、18,449世帯で平成19年から1,083世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成25年1月現在の1世帯あたりの人員は2.57人となっています。

図表 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	47,430	47,530	47,697	47,714	47,573	47,509	47,470
世帯数	17,366	17,607	17,876	18,000	18,012	18,207	18,449
1世帯あたり人員	2.73	2.70	2.67	2.65	2.64	2.61	2.57



資料：神奈川県人口統計調査結果

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成 22 年時点の核家族世帯（11,858 世帯）は、総世帯数（18,012 世帯）の 65.8%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」は 14.1%となっています。

図表 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	
					6歳未満 親族のいる 世帯（再掲）	18歳未満 親族のいる 世帯（再掲）
総世帯数	15,629	15,933	17,142	18012	1940	4677
A 親族世帯	12,393	12,675	13,204	13414	1934	4657
I 核家族世帯	10,580	10,922	11,524	11858	1713	3975
(1)夫婦のみ	2,313	2,846	3,304	3702		1
(2)夫婦と子ども	7,274	6,869	6,795	6487	1635	3502
(3)男親と子ども	228	245	259	277	3	48
(4)女親と子ども	765	962	1,166	1392	75	424
II その他の親族世帯	1,813	1,753	1,680	1556	221	682
(5)夫婦と両親	48	63	65	49		
(6)夫婦とひとり親	128	189	203	208		
(7)夫婦、子どもと両親	468	362	298	246	61	176
(8)夫婦、子どもとひとり親	759	654	568	503	64	237
(9)夫婦と他の親族 （親、子どもを含まない）	19	35	37	35	2	12
(10)夫婦、子どもと他の 親族（親を含まない）	102	132	150	154	36	111
(11)夫婦、親と他の親族 （子どもを含まない）	25	37	27	23	2	7
(12)夫婦、子ども、親と 他の親族	113	85	94	76	36	65
(13)兄弟姉妹のみ	41	65	76	99		
(14)他に分類されない親 族世帯	110	131	162	163	20	74
B 非親族世帯	51	48	98	178	6	15
C 単独世帯	3,185	3,210	3,840	4,411		5

資料：国勢調査

2 少子化の動向

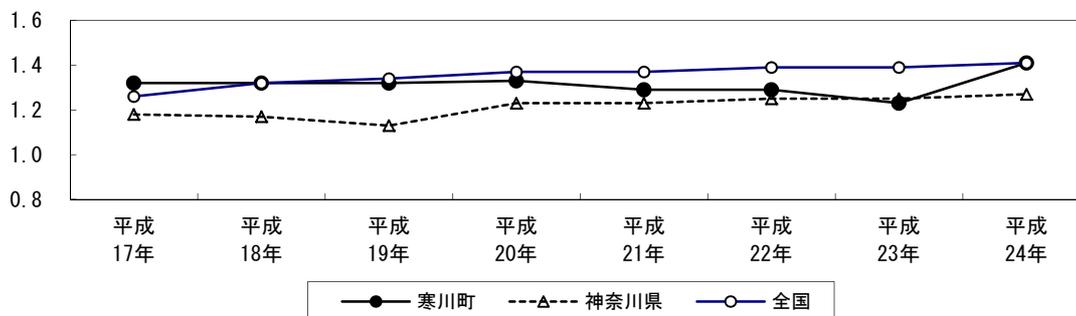
(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成17年から横ばいで推移し、平成23年で減少しましたが、平成24年では1.41まで増加し、県を上回り、国の1.41と同水準となっています。

図表 合計特殊出生率の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
寒川町	1.32	1.32	1.32	1.33	1.29	1.29	1.23	1.41
神奈川県	1.18	1.17	1.13	1.23	1.23	1.25	1.25	1.27
全 国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

資料：神奈川県衛生統計年報統計表



(2) 出生数、出生率の推移

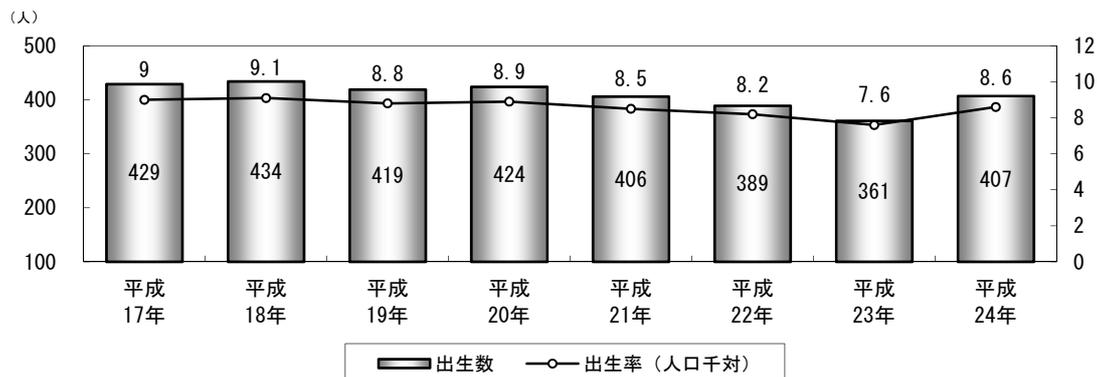
出生数、出生率(人口千人あたり)の推移では、出生数は平成18年から減少傾向に転じ、平成24年時点では407人、出生率(人口千人あたり)は8.6‰(パーミル)となっています。

図表 出生数、出生率の推移

単位：人：‰(パーミル、千分率)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	429	434	419	424	406	389	361	407
出生率	9.0	9.1	8.8	8.9	8.5	8.2	7.6	8.6

資料：神奈川県衛生統計年報統計表



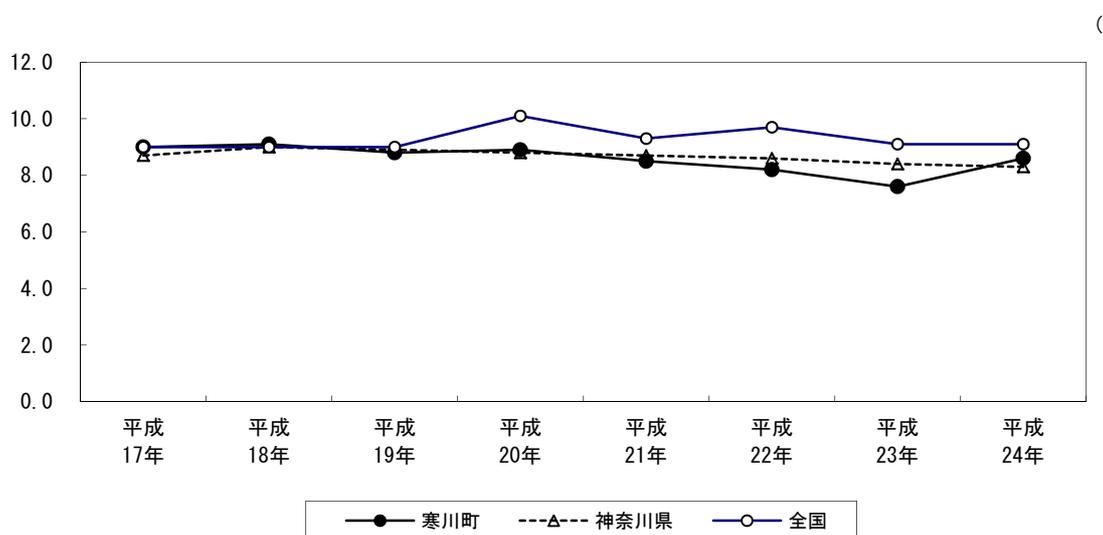
(3) 出生率の推移の比較

出生率（人口千人あたり）の推移を県、全国と比較すると、平成 24 年では県は上回っていますが国と比較すると平成 19 年から下回って推移しています。

図表 出生率の推移の比較

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
寒川町	9.0	9.1	8.8	8.9	8.5	8.2	7.6	8.6
神奈川県	8.7	9.0	8.9	8.8	8.7	8.6	8.4	8.3
全 国	9.0	9.0	9.0	10.1	9.3	9.7	9.1	9.1

資料：神奈川県衛生統計年報統計表



(4) 未婚率の推移と比較（男性）

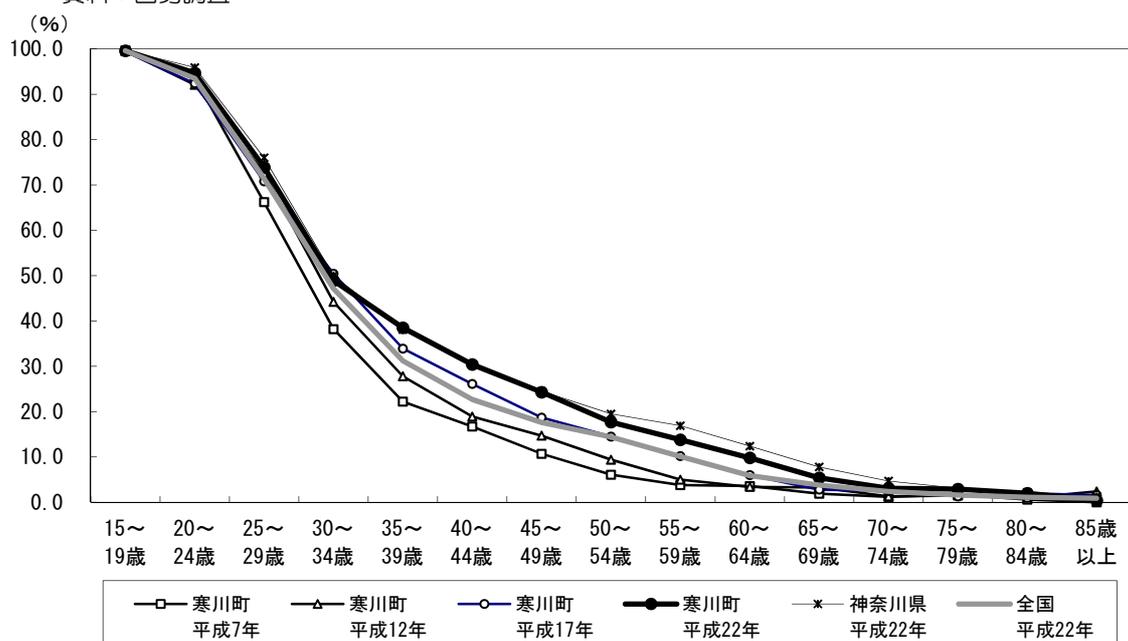
国勢調査によると平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が48.9%、35～39歳では38.5%、40～44歳では30.4%となっており、ほぼ3人に1人は未婚者となっています。また各年齢層で全国を上回っています。

図表 未婚率の推移の比較（男性）

単位：％

	寒川町				神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.7	99.5	99.4	99.6	99.7	99.6
20～24歳	93.6	92.1	92.4	94.7	95.9	93.5
25～29歳	66.2	72.6	70.8	73.9	76.0	71.4
30～34歳	38.2	44.2	50.4	48.9	50.0	47.1
35～39歳	22.2	27.8	33.9	38.5	38.1	31.2
40～44歳	16.7	18.9	26.1	30.4	30.4	22.7
45～49歳	10.7	14.7	18.7	24.3	24.5	17.6
50～54歳	6.1	9.4	14.5	17.7	19.5	14.4
55～59歳	3.8	5.0	10.2	13.8	16.9	10.1
60～64歳	3.6	3.4	6.0	9.8	12.4	5.9
65～69歳	1.9	3.3	2.8	5.4	7.8	3.8
70～74歳	1.2	1.3	2.5	3.1	4.7	2.4
75～79歳	1.7	1.5	1.3	2.9	3.1	1.6
80～84歳	0.6	1.0	2.0	2.0	2.2	1.1
85歳以上	0.0	2.4	1.6	0.4	1.3	0.9

資料：国勢調査



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

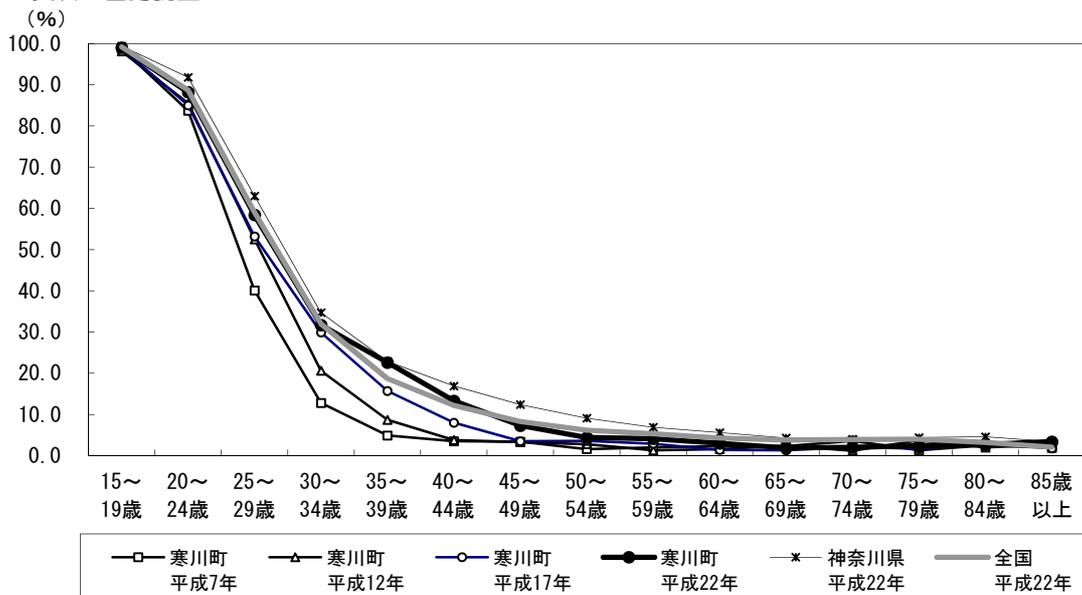
国勢調査によると平成22年時点の女性の未婚率は、30～34歳で31.7%、35～39歳が22.6%となっています。平成7年からの推移で見ると特に、30～39歳の未婚率が高く推移しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表 未婚率の推移の比較（女性）

単位：%

	寒川町				神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	98.8	98.1	98.8	99.0	99.4	99.2
20～24歳	83.7	85.5	85.0	88.2	91.8	88.7
25～29歳	40.1	52.5	53.2	58.4	63.0	59.1
30～34歳	12.8	20.6	29.9	31.7	34.7	32.0
35～39歳	4.9	8.7	15.7	22.6	22.9	18.7
40～44歳	3.5	3.8	8.0	13.3	16.9	12.2
45～49歳	3.4	3.3	3.5	7.3	12.4	8.3
50～54歳	1.6	2.8	3.6	4.4	9.1	6.2
55～59歳	2.0	1.3	2.9	4.1	6.9	5.3
60～64歳	2.3	1.6	1.4	3.0	5.6	4.3
65～69歳	2.3	2.4	1.3	1.9	4.3	3.8
70～74歳	3.6	1.2	2.1	2.0	4.0	3.9
75～79歳	1.3	3.7	1.7	2.4	4.4	4.0
80～84歳	2.5	2.0	3.3	2.7	4.6	3.2
85歳以上	1.9	2.7	1.8	3.4	3.4	2.1

資料：国勢調査



(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

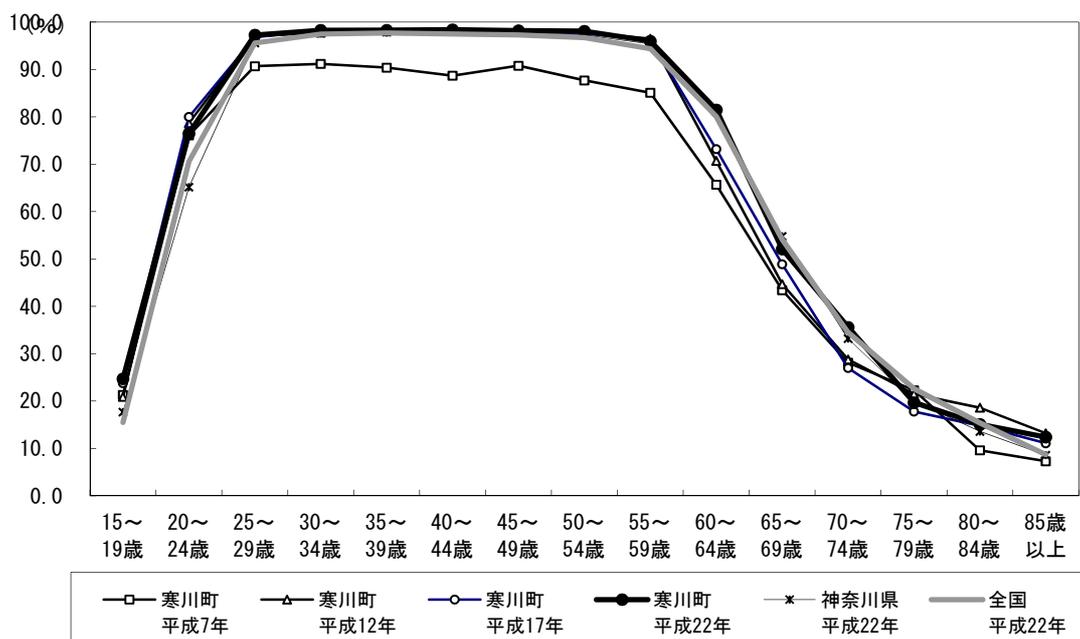
国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、30歳代～40歳代で98%台を維持しており、県及び全国を上回っています。また、推移をみても各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

単位：%

	寒川町				神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	21.3	20.9	23.8	24.7	17.7	15.5
20～24歳	76.1	78.7	80.0	76.5	65.2	70.6
25～29歳	90.7	97.0	96.8	97.3	95.6	95.6
30～34歳	91.2	97.8	98.3	98.3	97.7	97.5
35～39歳	90.4	98.3	98.4	98.3	97.9	97.7
40～44歳	88.7	98.4	98.3	98.4	98.0	97.5
45～49歳	90.8	98.0	98.4	98.2	97.8	97.3
50～54歳	87.7	97.8	97.6	98.1	97.3	96.7
55～59歳	85.1	96.5	96.2	96.0	95.4	94.4
60～64歳	65.7	70.7	73.2	81.5	81.1	80.1
65～69歳	43.4	44.7	48.9	52.1	54.8	54.1
70～74歳	28.1	28.8	27.0	35.6	33.2	34.5
75～79歳	22.3	21.5	17.8	19.7	20.0	22.6
80～84歳	9.6	18.6	14.8	15.1	13.6	15.4
85歳以上	7.3	13.2	11.1	12.4	8.6	8.7

資料：国勢調査



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

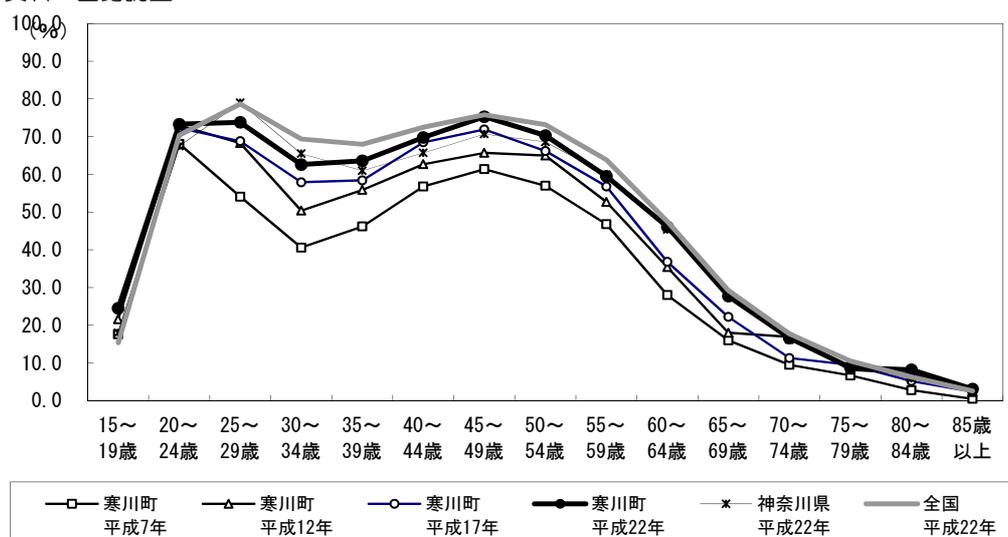
国勢調査によると平成22年時点の女性の労働力率は、45～49歳が75.3%で最も高く、平成17年と比較しても各年齢層で高くなっています。特に30歳代、40歳代の労働力率が高く、M字からほぼ脱却していく傾向にあります。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：％

	寒川町				神奈川	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	17.6	21.6	24.3	24.5	18.0	15.4
20～24歳	68.1	73.0	72.3	73.3	67.5	70.4
25～29歳	54.1	68.3	68.8	73.8	79.0	78.7
30～34歳	40.6	50.4	57.9	62.6	65.5	69.4
35～39歳	46.2	55.9	58.4	63.6	61.0	68.0
40～44歳	56.8	62.7	68.5	69.8	65.7	72.5
45～49歳	61.4	65.7	71.9	75.3	70.7	75.8
50～54歳	57.0	65.0	66.2	70.3	68.6	73.2
55～59歳	46.8	52.7	56.8	59.5	59.9	63.9
60～64歳	28.0	35.4	36.8	46.1	45.4	47.5
65～69歳	16.0	18.0	22.2	27.7	28.1	29.2
70～74歳	9.5	16.9	11.3	16.6	16.2	17.7
75～79歳	6.7	8.2	9.5	8.8	9.0	10.5
80～84歳	2.8	7.2	5.2	8.2	5.9	6.3
85歳以上	0.5	2.3	2.4	3.1	2.8	2.6

資料：国勢調査



(8) 母の年齢別出生数の推移

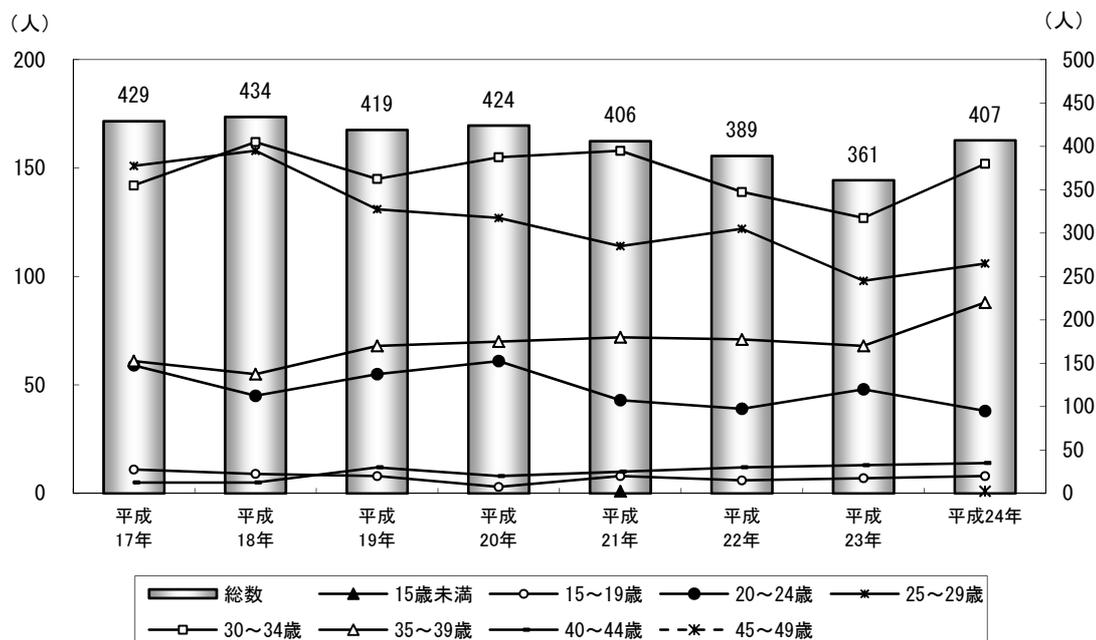
母の年齢別出生数の推移をみると平成 17 年では、25～29 歳での出生数が 151 人で最も多い年齢層でしたが、平成 24 年では 106 人まで減少しています。一方、30～39 歳が増加傾向で推移し、晩産化が進行していることがうかがえます。

図表 母の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
総数	429	434	419	424	406	389	361	407
15歳未満					1			
15～19歳	11	9	8	3	8	6	7	8
20～24歳	59	45	55	61	43	39	48	38
25～29歳	151	158	131	127	114	122	98	106
30～34歳	142	162	145	155	158	139	127	152
35～39歳	61	55	68	70	72	71	68	88
40～44歳	5	5	12	8	10	12	13	14
45～49歳								1
不詳								

資料：神奈川県人口動態統計



(9) 婚姻数、婚姻率の推移

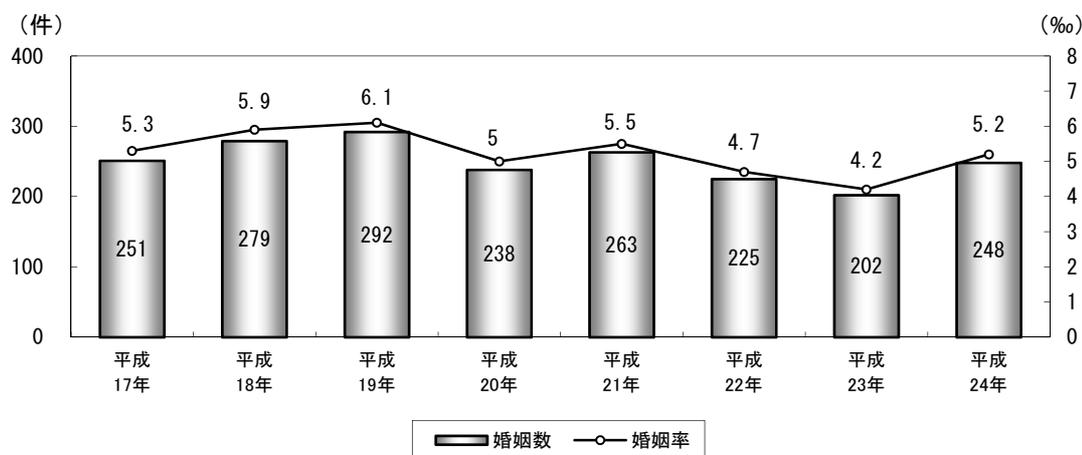
婚姻数は、平成24年時点で248件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は5.2‰となっています。

図表 婚姻数、婚姻率の推移

単位：件、‰

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻数	251	279	292	238	263	225	202	248
婚姻率	5.3	5.9	6.1	5.0	5.5	4.7	4.2	5.2

資料：神奈川県衛生統計年報統計表人口動態統計



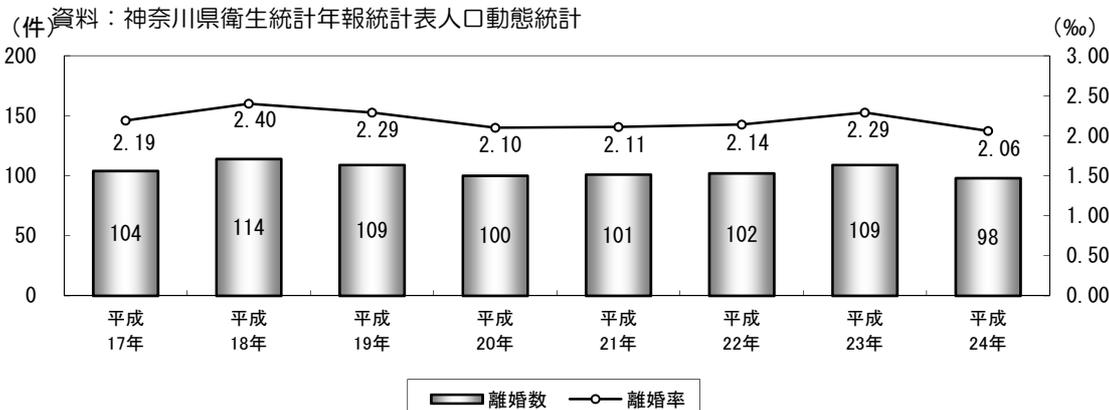
(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数は、平成24年時点で98件となっており、近年では最も低くなっています。離婚率（人口千人あたり）は2.1‰となっています。

図表 離婚数、離婚率の推移

単位：件、‰

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
離婚数	104	114	109	100	101	102	109	98
離婚率（人口千対）	2.2	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.3	2.1



3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所入所児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度							
平成22年度							
平成23年度							
平成24年度							
平成25年度							

(2) 保育所待機児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度							
平成22年度							
平成23年度							
平成24年度							
平成25年度							

(4) 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入園児童数（私立）					
入園児童数（公立）					

(5) 学童保育所入所児童数

単位：人

名称											合計
平成21年度											
平成22年度											
平成23年度											
平成24年度											
平成25年度											

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成25年度）

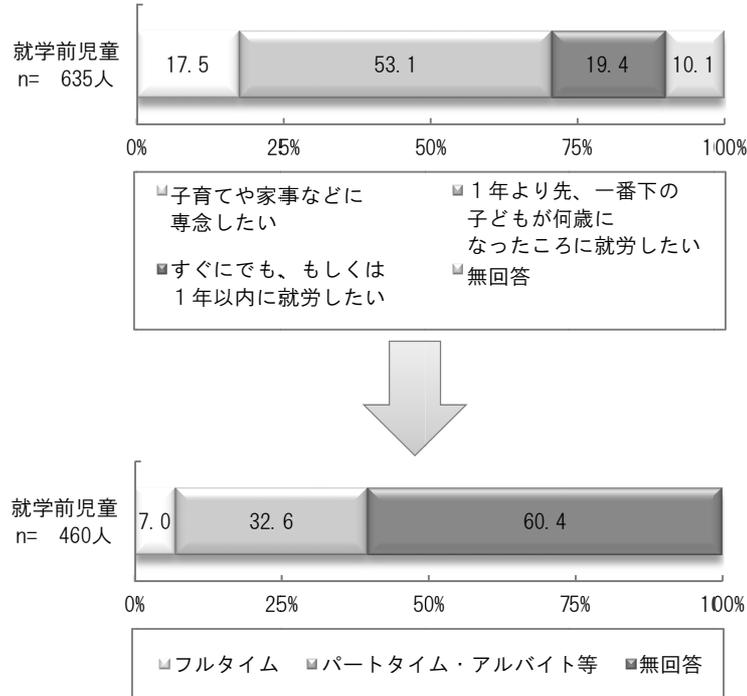
子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数（人）
1	幼児期の学校教育事業			
	幼稚園			
	認定こども園			
2	幼児期の保育事業			
	認可保育所			
	家庭的保育			
	居宅訪問型保育			
	事業所内保育所			
	本町証・認定の保育所			
	認可外保育施設			
3	地域の子育て支援事業			
	子育て短期支援事業			
	地域子育て支援拠点事業			
	一時預かり事業			
	病児・病後児保育事業			
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）			
	放課後児童クラブ（学童保育）			

資料：

5 ニーズ調査からの課題

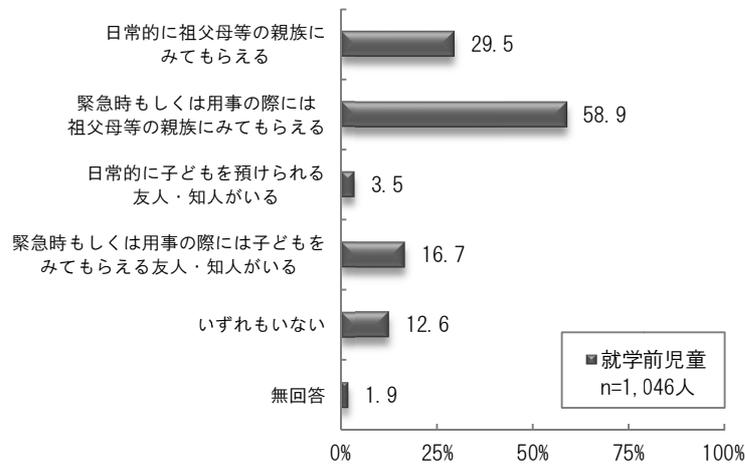
①就業していない母親の就労希望ニーズは高く、就労希望時期や就業形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応する就労支援の充実が求められています。

■ 就労していない母親の今後の就労希望と就労形態



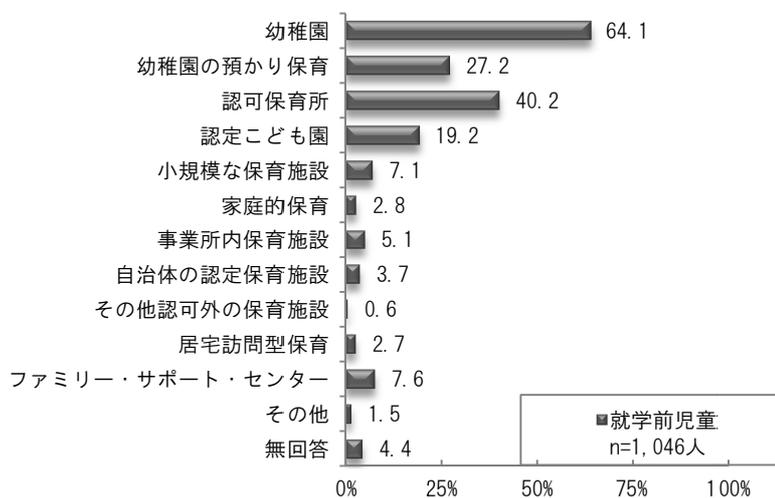
②日常的に子どもをみてもらえる家庭は約3割となっていますが、日常的、もしくは緊急時に子どもをみてもらえない家庭が1割以上となっており、親族や友人・知人以外に支援を受けやすくする必要があります。

■ 主な親族等協力者の状況



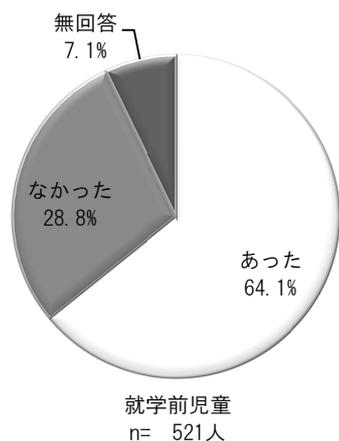
③平日の定期的な教育・保育の利用希望は、認可保育所、幼稚園、幼稚園の預かり保育や認定こども園、ファミリー・サポート・センターなど多様なニーズがみられます。また、土曜・日曜・祝日や長期休暇中の利用意向への対応の検討も必要です。

■ 希望する定期的な教育・保育事業

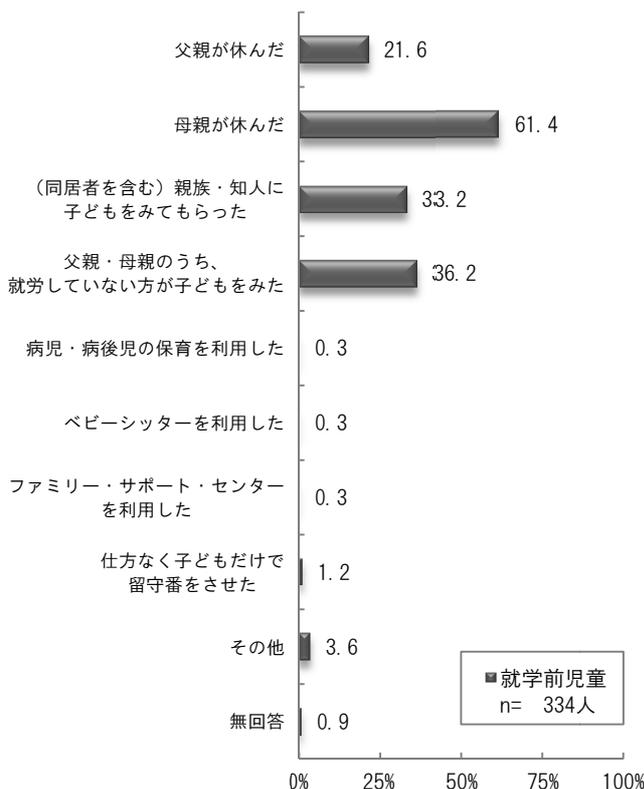


④子どもの病気やケガの際は、母親や父親が仕事を休んで対応していることも多く、病児・病後児保育の検討が必要とされています。

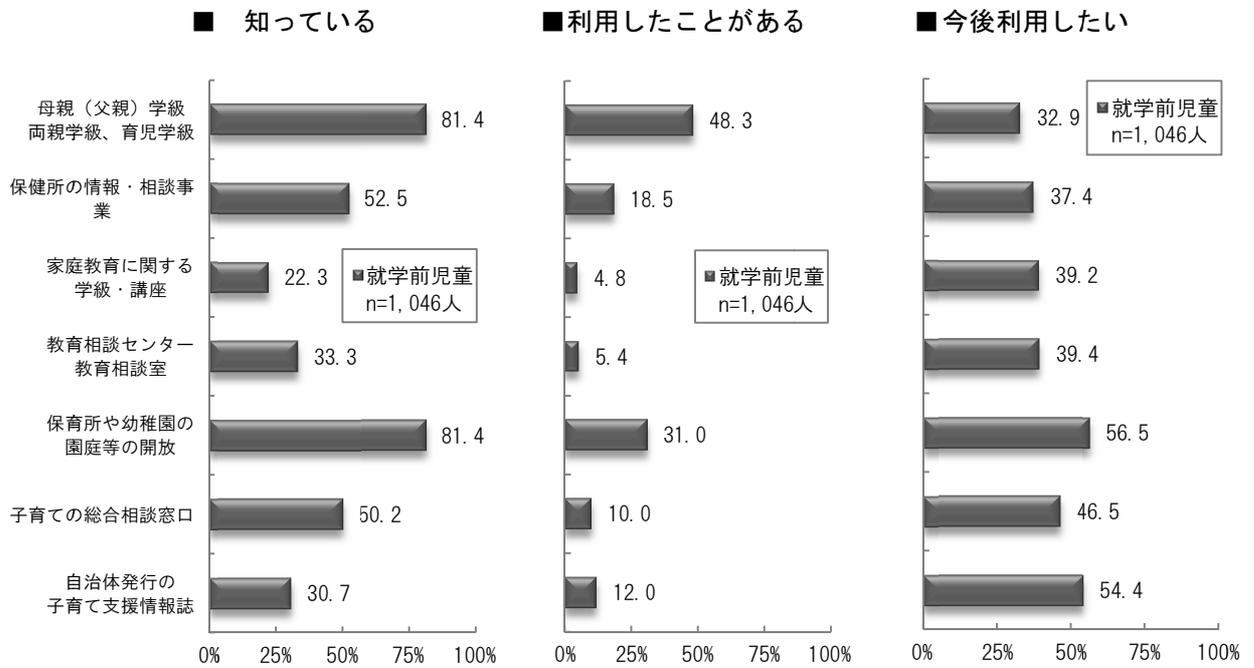
■ 病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無



■ この1年間の対処方法

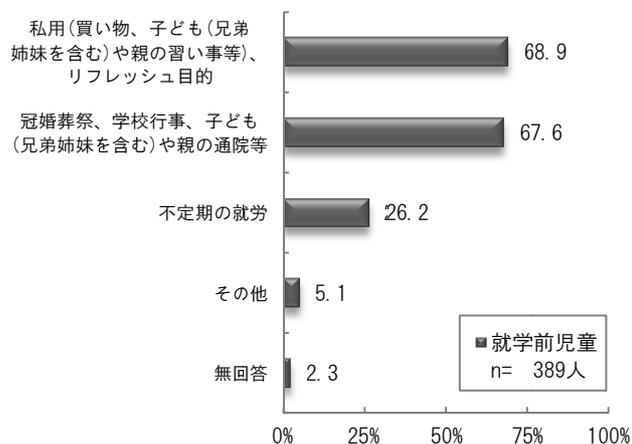
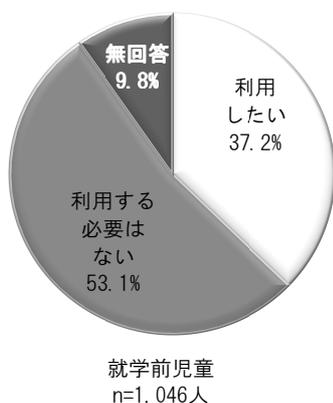


⑤地域子育て支援拠点事業については、利用者が1割程度であるため、事業の周知・情報提供が必要です。また、地域子育て支援事業の認知度は比較的高いですが、利用状況は、事業によってばらつきがあるため、周知・情報提供により今後の利用意向の高まりが期待されます。



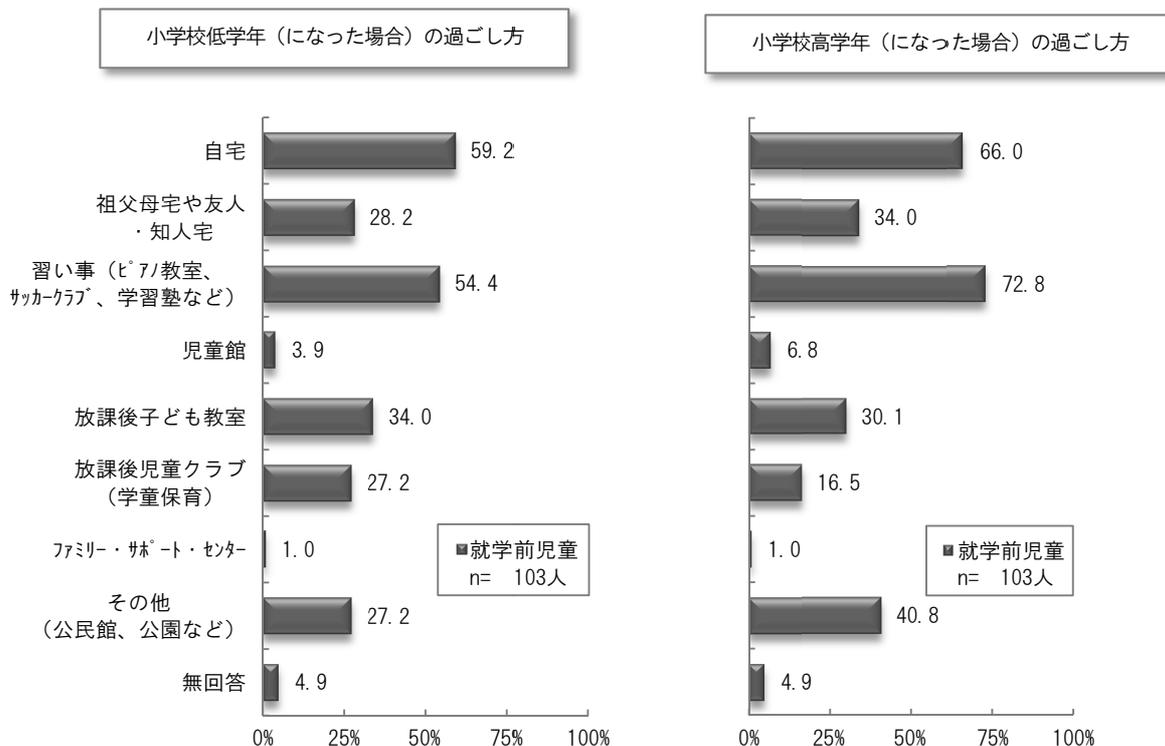
⑥一時保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事、不定期の就労など目的は多様です。幼稚園や保育所等での預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が必要です。

■ 一時保育事業の利用希望とその目的



⑦放課後の過ごし方の意向は、成長段階により異なっていますが、放課後児童クラブの質の充実など地域の居場所として、子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。

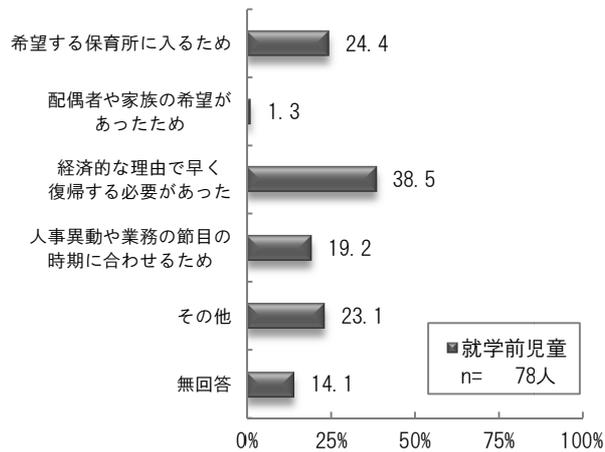
■ 放課後の過ごし方の希望



⑧育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な確保とワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

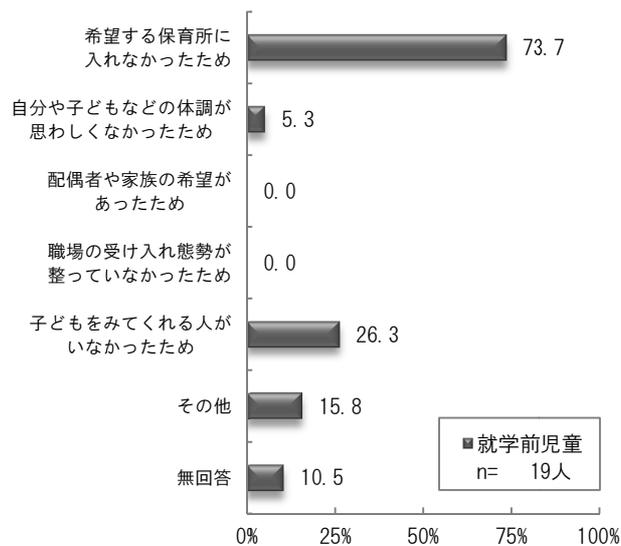
■ 育児休業から「希望」より早く職場復帰した理由

(母親)



■ 育児休業から「希望」より遅く職場復帰した理由

(母親)





計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

—子育て家庭をみんなで応援、笑顔で支えあいのまち 寒川—

基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の基盤となる「基本的な考え方」を示しています。

寒川町では、この基本理念を『のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり』として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指します。

この基本理念には、従来の対策にもみられた子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。

本計画においてもこの基本理念を継承していくこととします。



2 計画の基本的な視点



① 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子ども幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮されることが必要であるとの視点に立った取り組みが重要とされています。



② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが重要とされています。



③ サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、このような多様な個別ニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟な取り組みが重要とされています。



④ 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが重要とされています。



⑤ 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、企業を含めた関係者の連携のもと、地域の実情に応じた展開を図ることが重要とされています。



⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが重要とされています。



⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、民間事業者、各種の公共施設、また子育て支援を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが重要とされています。



⑧ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の確保が重要となります。次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが重要とされています。



⑨ 地域特性の視点

都市部と農山漁村間の相違をはじめ、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各地方公共団体が個々の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが重要とされています。



3 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図4.1 新制度のポイント

◆3法の趣旨
自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



出典：内閣府資料

資料：国子ども・子育て会議資料

4 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

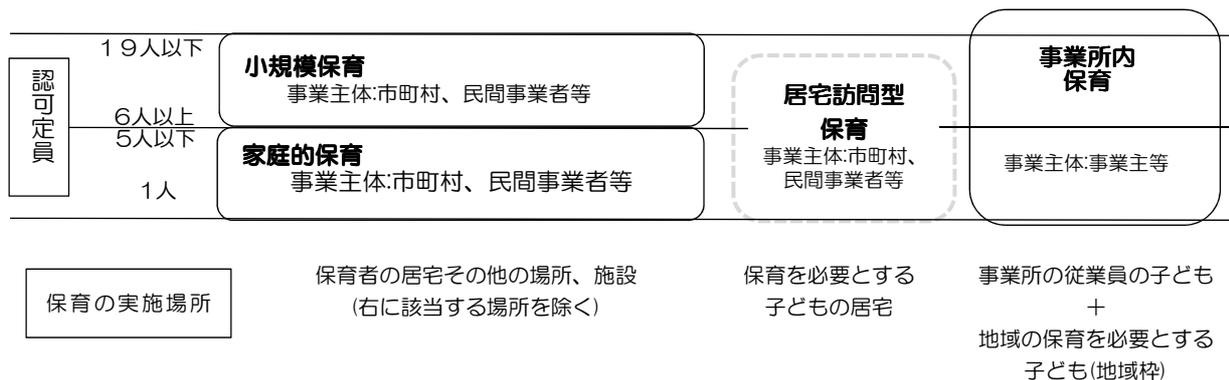
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図4.2 地域型保育事業の構成



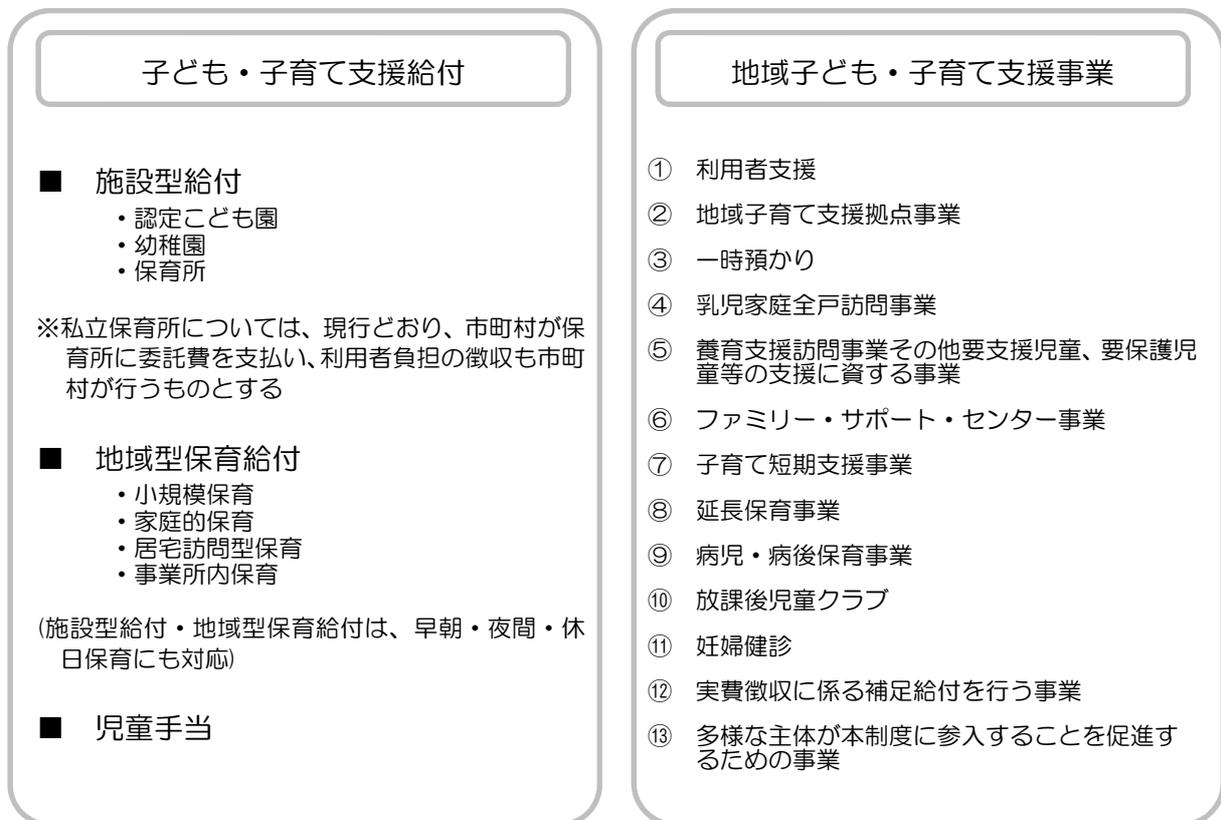
資料：国 子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、寒川町では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図4.3 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして町が定める事由
区 分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では、限時間を64時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

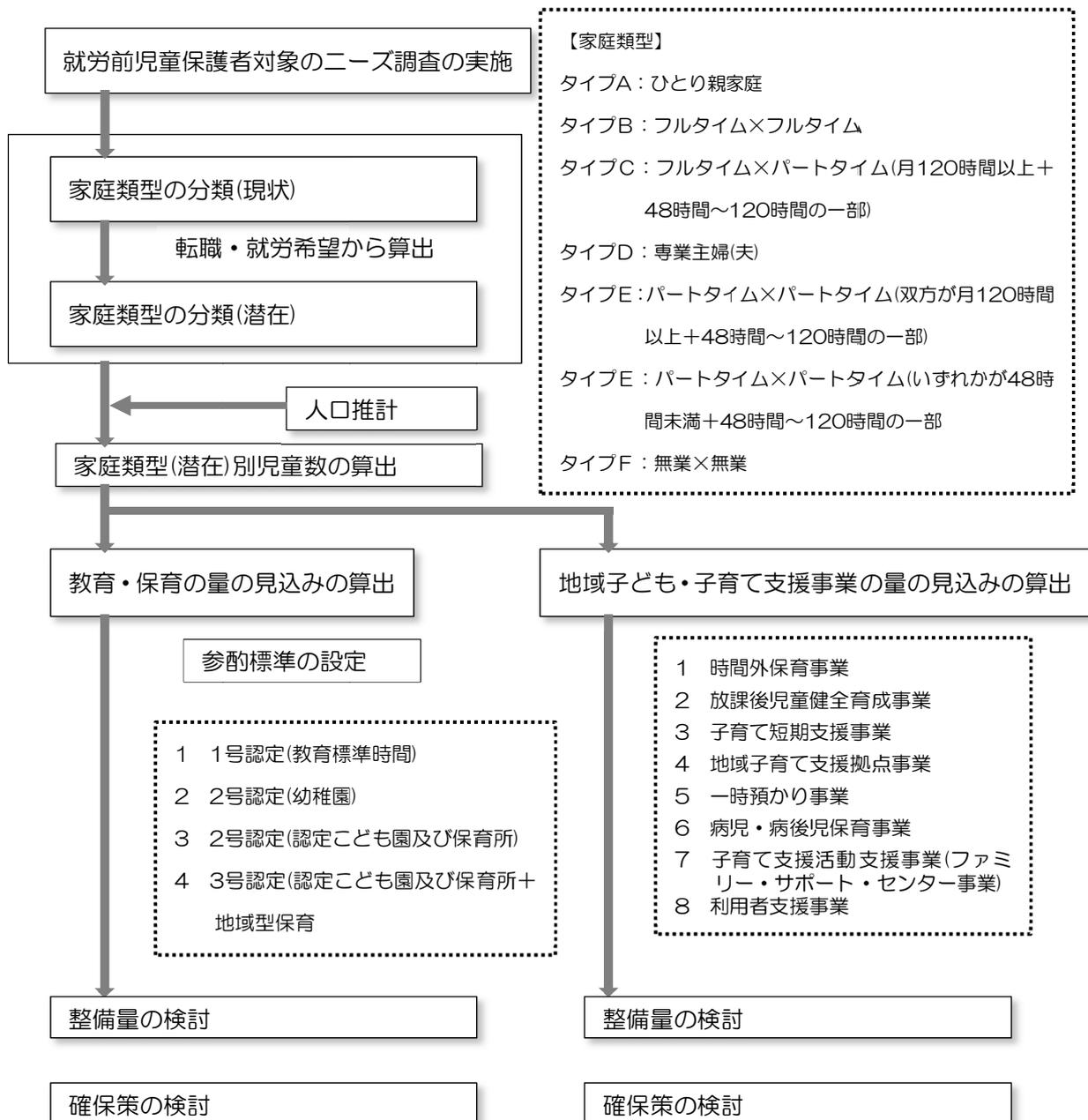
*区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4.* 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



6 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を1区域と設定します。



地図

7 計画の体系

第2部 各論



教育・保育の提供

第1章 教育・保育の提供

1 施設型給付（法定給付）

（1）幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設。

表4.* 幼稚園の年度別見込量と確保提供量(人)

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①推計利用者						
②確保提供量						
1号認定						
2号認定						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(2) 認可保育所等

「児童福祉法」に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、町の認可を受けた施設です。

表4.* 認可保育所等の年度別見込量と確保提供量（人）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①推計利用者						
2号認定						
3号認定（0歳）						
3号認定（1・2歳）						
②確保提供量						
2号認定						
3号認定（0歳）						
3号認定（1・2歳）						
地域型保育事業						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(3) 認定こども園

小学校就学前のお子さんに対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。

表4.* 認定こども園の確保提供量（人）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
1号認定						
2号認定						
3号認定（0歳）						
3号認定（1・2歳）						

【確保の方策】

2 地域型保育給付（法定給付）

（1）小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員 6～19 人のものです。

表4.* 小規模保育施設の確保提供量（人）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
3号認定（0歳）						
3号認定（1.2歳）						

【確保の方策】

（2）家庭的保育事業

主に 3 歳未満のお子さんに対して、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

表4.* 家庭的保育施設の確保提供量（人）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
3号認定（0歳）						
3号認定（1.2歳）						

【確保の方策】

(3) 事業所内保育事業

民間企業等の事業所内における保育施設。

表4.* 事業所内保育事業の確保提供量（人）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
3号認定（0歳）						
3号認定（1.2歳）						

【確保の方策】

(4) 居宅訪問型保育事業

自宅などに保育士等が訪問してお子さんの家庭で保育するサービスです。

表4.* 居宅訪問型保育事業の確保提供量（人）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
3号認定（0歳）						
3号認定（1.2歳）						

【確保の方策】



地域子ども・子育て支援事業の提供

第2章 地域子ども・子育て支援事業の提供

1 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業

保護者の方が入院などで一時的にお子さんの養育ができなくなったとき、お子さんをお預かりする事業です。

表4.* 子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供量（人日／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(2) 一時預かり事業（保育園等）

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育園ではお子さん（乳幼児）の一時預かりを行っています。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合もご利用できます。

表4.* 一時預かり事業（保育所等）の年度別見込量と確保提供量（人日／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(3) 一時預かり事業（幼稚園）

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園ではお子さんの一時預かりを行っています。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合もご利用できます。

表4.* 一時預かり事業（幼稚園）の年度別見込量と確保提供量（人日／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(4) 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター等）

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、ファミリー・サポート・センター等ではお子さんの一時預かりを行っています。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合もご利用できます。

表4.* 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター等）の
年度別見込量と確保提供量（人日／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(5) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

表4.* 延長保育事業の年度別見込量と確保提供量（人日／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(6) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育園・幼稚園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育する施設です。

表4.* 病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供量（人日／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(7) 学童保育事業（放課後児童クラブ）

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいないお子さん（原則小学1～3年生）を対象に、遊びや生活の場を提供します。

■低学年

表4.* 放課後児童クラブ低学年の年度別見込量と確保提供量（人）

低学年	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

■高学年

表4.* 放課後児童クラブ高学年の年度別見込量と確保提供量（人）

高学年	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

2 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

表4.* 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

表4.* 養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人回／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

3 相談支援

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

表4.* 利用者支援事業の確保提供量（カ所）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						

【確保の方策】

(2) 地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。子どもと一緒に遊ぶなかで、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

表4.* 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供量（人回／月）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

4 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

表4.* ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と確保提供量（人回／年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(2) 妊婦一般健康診査事業（法定）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

表4.* 妊婦一般健康診査事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状	推 計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異（②－①）						

【確保の方策】

(3) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

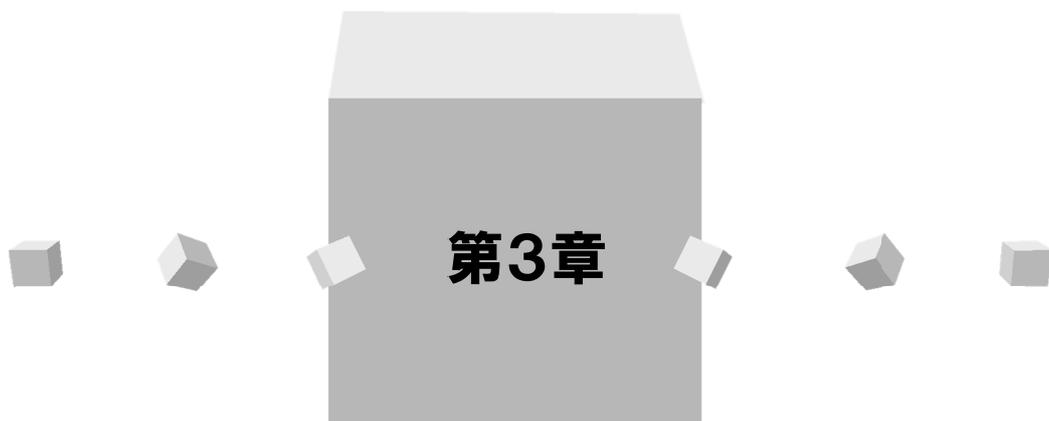
支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他のきょういく・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業です。

【確保の方策】

(4) 多様な主体が参画することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【確保の方策】



施策の展開

第3章 施策の展開

基本目標 1 子育て家庭の支援

施策の基本的方向 1 地域での子育て家庭の支援

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

子育て家庭がゆとりを持って安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めるため、従来の事業に「日中一時支援事業」「つどいの広場事業」「養育支援訪問事業」を新規事業に加え、より一層充実していきます。

事業名	事業内容	担当課
1 児童クラブ運営事業	■保護者が労働等により放課後昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。	子育て支援課
2 町立保育園運営事業（通常保育事業）	■保護者の就労等により、保育に欠ける児童の保育を実施します。	子育て支援課
3 延長保育事業	■保護者の就労形態の多様化に対応し、通常の保育時間（11時間が基本）を超えて保育を実施します。	子育て支援課
4 幼稚園における預かり保育事業	■町内幼稚園で早朝、延長、長期休暇中に、預かり保育を実施します。	県学事振興課
5 児童運営事業	■認定保育施設の児童処遇向上及び保護者の負担軽減のため補助金を支出します。	子育て支援課
6 子育て支援センター事業	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課

事業名		事業内容	担当課
7	ファミリーサポートセンター事業	■仕事と育児の両立等のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施します。	子育て支援課
8	民生委員児童委員活動	■子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進します。地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。	福祉課
9	(仮称)健康福祉総合センター建設事業	■(仮称)健康福祉総合センターの建設に向けて検討していきます。	福祉課
10	日中一時支援事業(新規事業)	■日中、福祉施設において、障害児を一時的に預かることで、家族の一時的な休息や就労機会を提供します。	福祉課
11	つどいの広場事業(新規事業)	■常設のひろばを開設することにより、子育て世帯の交流を促進し、地域の子育て力を高めます。	子育て支援課
12	養育支援訪問事業(新規事業)	■関係機関からの情報収集により、把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、養育支援等を訪問により実施します。 ■生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施に伴い、養育支援の必要性の高い家庭への育児支援事業を展開します。	子育て支援課

(2) 子育て情報提供体制の充実

子育て支援に関するさまざまなサービスや情報を子育て家庭に対して効果的、効率的に提供するとともに、子育てサークルの育成、支援に取り組みます。

事業名		事業内容	担当課
13	子育て支援センター事業(再掲)	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
14	子育て支援相談事業	■子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課
15	つどいの広場事業(再掲)	■常設のひろばを開設することにより、子育て世帯の交流を促進し、地域の子育て力を高めます。	子育て支援課
16	幼稚園における相談・情報提供	■保護者からの相談に応じ、随時必要な情報提供及び助言を行います。	教育研究室・子育て支援課

(3) 相談機能の充実

親だけにとどまらず、子どもも含め、子育てに関する情報を分かりやすく体系的に整理し、地域からの孤立や子育て不安を解消できる体制の整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
17 子育て支援センター事業 (再掲)	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
18 育児相談事業	■乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康課
19 子育て支援相談事業(再掲)	■子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課

(4) 子育て支援のネットワークづくり

地域で子育てを支援する人材、団体を育成し、地域子育て支援サポートシステムの基礎を築いていきます。

事業名	事業内容	担当課
20 子育て支援センター事業 (再掲)	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
21 つどいの広場事業(再掲)	■常設のひろばを開設することにより、子育て世帯の交流を促進し、地域の子育て力を高めます。	子育て支援課

(5) 児童の健全育成

子どもの健全育成のため、スポーツ、文化、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や講座を企画、実施し、一層の活性化を図ります。また、子育て中の保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

事業名	事業内容	担当課
22 平和推進事業	■戦争の悲惨さ、平和の尊さについての意識の高揚を図るため、平和思想の普及、啓発に努めます。	町民課
23 寒川総合体育館運営管理事業	■多くの町民に体育館施設を利用してもらい、健康の増進と体力の向上を図ります。	都市計画課
24 青少年育成事業	■キャンプなど事業の実施や青少年育成団体の活動支援などにより、青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課

事業名		事業内容	担当課
25	子ども情報紙発行	■子ども情報紙「すきっぴ」を小中学生全員に配布します。	生涯学習課
26	町営プール運営管理事業	■夏季のスポーツ・レジャー施設として、利用者の需要に応えるため、町営プールの施設開放を実施します。	スポーツ振興課
27	学校開放事業	■町内の各小中学校の体育館や校庭を広く町民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。	スポーツ振興課
28	公民館講座開催事業	■幼少年教育事業、青少年育成事業、芸術・文化事業の講座を実施し、また、その内容については、時代に即した課題を取り入れます。	公民館

施策の基本的方向 2 仕事と子育ての両立

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 仕事と子育ての両立の推進

男女共同参画社会の実現のため、男女共同に関する講座等を開催し、男女共同の家庭づくりの重要性を啓発し、総合的に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
29 男女共同参画 推進事業	■男女が共に人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現にむけ、各種講座等の開催などを通じ意識啓発を図ります。	町民課

(2) 男性を含めた働き方の見直し

男性も女性も含め、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりを進めるよう働きかけるとともに、フレックスタイム制度、在宅勤務など多様な働き方の普及促進に努めます。

事業名	事業内容	担当課
30 男女共同参画 推進事業（再 掲）	■男女が共に人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現にむけ、各種講座等の開催などを通じ意識啓発を図ります。	町民課

(3) 父親の子育て参加の促進

男女共同参画のための各種セミナーの開催、啓発資料の作成配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供など、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促す取り組みを進めます。

事業名		事業内容	担当課
31	男女共同参画推進事業（再掲）	■男女が共に人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現にむけ、各種講座等の開催などを通じ意識啓発を図ります。	町民課

(4) 就職・再就職への支援の充実

出産、子育てのために退職し、再度、就職を希望する場合、適切な情報提供などにより再就職が円滑に図られるよう支援に努めます。

事業名		事業内容	担当課
32	ハローワーク求人情報の提供	■ハローワークで情報提供している「ハローワーク求人情報」を得るためのパソコンを庁舎に設置することにより、就業を希望する町民に対し、就業機会の確保を図ります。	産業振興課

施策の基本的方向 3 子育て家庭への経済的支援の充実

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 各種支援制度の充実

これまでの子育て家庭に対する各種施策を実施するとともに、経済的支援の充実を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課
33 私立幼稚園就園奨励費助成事業	■私立幼稚園児の保護者に対して幼稚園等の就園費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。国（文部科学省）の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいた国の補助金と町からの補助金を合わせて、対象者に補助します。	教育 総務課
34 奨学金制度推進事業	■経済的理由により高等学校や高等専門学校への就学が困難な者に対し、奨学金を無利子で貸与して修学を奨励します。また、奨学金の原資となる奨学金基金を増額して、奨学金制度の充実と安定を図ります。	教育 総務課
35 就学援助等事業（小学校・中学校）	■学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者及び特別支援学級の保護者に対して行います。	学校 教育課
36 子ども手当	■次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもがいる家庭に手当を支給します（国）。	子育て 支援課
37 小児医療費助成事業	■小児が病院等で受診したとき（小3まで＝通院・入院、小4～中学卒業まで＝入院）に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を町が負担します。	子育て 支援課
38 小児特定疾患医療／特定疾患	■18歳未満で指定された特定疾患のある児童が入院、通院したときの医療費を助成し、保健及び福祉の向上に寄与します（県）。	福祉課
39 出産育児一時金の支給	■国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度より、同様の給付を受けられる場合を除く）一時金を支給します（国の基準に従って実施）。なお、平成21年10月から平成23年3月末までの間の出産については、国による緊急対策の一環として、一時金の4万円増額と医療機関への直接払い制度を実施します。	保険 年金課

基本目標 2 母子の健康の確保と増進

施策の基本的方向 1 母と子の健康づくり

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 子どもや母親の健康の確保

健康診査や妊娠・出産・育児に関する相談・指導を充実し、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、さまざまな母子保健事業を実施していきます。

事業名	事業内容	担当課
40 母子健康手帳作成事業	■妊娠届を出した妊婦に、母子健康手帳とマタニティストラップを交付します。	健康課
41 母子健康教育事業	■妊婦、乳幼児とその保護者等を対象に、育児知識と技術の啓蒙、普及を図るため、父親・母親教室等を実施します。	健康課
42 母子健康相談事業	■乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康課
43 母子健康診査事業	■妊娠経過や乳幼児の成長発達の健診を行い、異常等があれば早期に医療機関等へつなげます。	健康課
44 母子訪問指導事業	■対象の自宅に訪問し、より実生活に密着した保健指導を、適切な時期に実施し、妊婦及び養育者の不安の軽減を図り、乳幼児の成長発達を促します。	健康課
45 乳児家庭全戸訪問事業(新規事業)	■すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。	健康課

(2) 食育の推進

それぞれの成長段階や理解度に応じて、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と「食」を選択する力を育成するための指導・啓発に努めるとともに、望ましい「食」のイメージにつながるような教室・給食を実施します。

事業名		事業内容	担当課
46	離乳食教室	■ 離乳食の試食を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施します（前期講習会…年6回、後期講習会…年6回）。 ■ 幼児の保護者を対象とした「朝ごはんを食べよう教室」等を実施します。	健康課
47	学校給食の充実	■ 学校給食施設・設備の計画的な改善、衛生、地場産の食材利用、栄養管理を進めるなど学校給食の充実に努めます。 ■ 児童への給食提供及び円滑な調理作業の実施と安全管理・衛生管理を行うために、学校給食調理等における備品の古い機種（老朽化）との入れ替えを行います。	教育総務課・学校教育課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の基本は、子どもたちの発育に応じて、適切な教育、対応を行うことであるため、親・学校教育や地域保健と連携し、対応していきます。

事業名		事業内容	担当課
48	思春期の保健対策の強化	■ 電話相談等を中心に対応を図ります。 ■ 学校における性教育の充実を図るため、必要に応じて指導・助言を行います。	学校教育課・健康課

(4) 不妊に対する支援

県で実施する不妊治療費補助事業を支援します。

事業名		事業内容	担当課
49	特定不妊治療費補助事業	■ 希望者に申請書等を配布します。また、事業の広報等による普及啓発を行います。	健康課

施策の基本的方向 2 保健医療の充実

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 小児医療の充実

医師会をはじめとする関係機関の協力を得ながら、引き続き休日急患診療事業を核とした初期救急医療体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
50 初期救急医療確保対策事業	■ 休日の急患に対し、適切な医療が受けられるようにします。そのため茅ヶ崎医師会と契約を結び、輪番制により診療を提供します。	健康課

基本目標 3 教育環境の整備

施策の基本的方向 1 学校教育の充実

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
51 「生きる力」の育成事業（小学校・中学校）	■校内研究への補助や、地域協力者への謝礼、芸術鑑賞事業の補助を通して、児童又は生徒の「生きる力」の育成を推進します。	学校教育課
52 教育コンピュータ活用事業（小学校・中学校）	■情報化に対応した教育実現のため、教育用コンピュータの整備を推進し、その活用を図ります。	学校教育課
53 教育相談事業	■不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課・教育研究室

(2) 信頼される学校づくり

保護者や地域の方からも信頼される魅力ある学校づくりを通して、子どもの「生きる力」を育むための取り組みを進めます。

事業名	事業内容	担当課
54 「特色ある教育活動」推進事業（小学校・中学校）	■学習環境の整備、地域人材の活用、体験的な学習や問題解決的な学習の実践などを通して、児童又は生徒に確かな学力と豊かな心を育成するための特色ある教育活動の推進を図ります。	学校教育課
55 教職員の資質向上事業	■児童・生徒の「生きる力」を育成するため、指導する教職員の資質向上を図ります（町研修会及び教育研究員研究会の充実を図ります）。	教育研究室

(3) いじめ・不登校などへの取り組み

家庭、学校、地域が連携を密にするとともに、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを通して、子どもたちの悩みを受け止める体制づくりを進めます。

事業名		事業内容	担当課
56	教育相談事業 (再掲)	■不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校 教育課・ 教育 研究室

施策の基本的方向 2 幼児教育の充実

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 幼児教育の充実

子育ての保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

事業名	事業内容	担当課
57 幼児対象子育て支援事業	■「町立保育園において、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、母親同士の交流を図り、親子が共に成長できることを目的とした事業「保育園で遊ぼう」を実施します。	子育て支援課
58 おはなしの会	■子育てサロンなどと連携して、読み聞かせを行います。	公民館

施策の基本的方向 3 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 家庭教育の充実

公民館でのスポーツや文化、環境などさまざまな活動を通し、子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、世代間交流の促進に努めます。

事業名		事業内容	担当課
59	公民館講座開催事業 (再掲)	■ 幼少年教育事業、青少年育成事業、芸術・文化事業の講座を実施し、また、その内容については、時代に即した課題を取り入れます。	公民館

(2) 地域の教育力の向上

地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

事業名		事業内容	担当課
60	青少年指導員活動事業	■ 青少年指導員を置き、学校及びこども会その他関係機関との連携により青少年の健全育成を行います。	生涯学習課
61	さむかわゆうゆう学園事業	■ 学校週5日制により、地域で子どもを育てていくことが大切なものとなってきたことから、公民館等で行っている子ども向け事業を「ゆうゆう学園」として体系化、週末を利用した子ども達の体験活動を推進します。	生涯学習課

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の基本的方向 1 バリアフリーのまちづくり

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 子育てバリアフリー環境の整備

既存の公共施設のバリアフリー化、ベビーベッドなどの設置、エレベーターの設置やトイレの改修など大規模な工事を伴う場合は施設の改築などに合わせて整備を進めます。

事業名	事業内容	担当課
62 公共施設のバリアフリー化	■ 公共施設のバリアフリー化を推進するための情報提供をします。	福祉課
63 道路歩道等整備事業	■ 歩行者の安全対策を目的にした歩道整備や未舗装道路の道路改良を行い、安全で快適な生活を確保します。	道路課
64 路線バス等の利用環境の充実	■ 子ども、子ども連れの親など誰もが安心して乗り降りできるよう低床バスの導入促進などを関係機関に要請します。	企画政策部

施策の基本的方向 2 安全・安心まちづくり

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 安全な道路交通環境の整備

まち全体として良好な生活環境の整備に取り組むとともに、憩える場としてのまちづくりを進めます。また、突然の災害にも対応できる、安全で安心な都市環境・住環境の整備を進めます。

事業名		事業内容	担当課
65	住環境整備推進事業	■良質な賃貸住宅を探している人に公的住宅募集情報を提供するとともに、良好な居住環境の形成に向けた情報提供を行います。	都市計画課

(2) 安心して外出できる環境の整備

地域の人々の協力によるパトロールなど、地域全体で犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもたちの安全を確保する活動を支援します。また、新規事業としてチャイルドステーションの普及推進を図っていきます。

事業名		事業内容	担当課
66	安全・安心パトロール活動の推進	■寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施します。	生涯学習課
67	チャイルドステーションの普及推進（新規事業）	■赤ちゃん連れの親が安心して外出できるよう、町全体でオムツ替えや授乳ができるスペースを設置することを推進します。 ■民間を含めたチャイルドステーションの整備拡大に努めます。	子育て支援課

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、総合的な交通安全対策を進めていきます。

事業名		事業内容	担当課
68	交通安全活動事業	<ul style="list-style-type: none">■交通安全指導や安全教育に関し交通指導員を中心にして推進します。■交通事故から子どもを守るため、新入学児童に黄色い帽子を配布します。■交通事故防止のため、町内各小学校において交通安全教室を開催します。1年生は道路の通行方法、3年生は自転車の通行方法をそれぞれ学びます。	防災安全課

(4) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

地域防犯ネットワークや防犯協会、自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。

事業名		事業内容	担当課
69	安全・安心パトロール活動の推進(再掲)	■寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施します。	生涯学習課
70	子どもを守るための活動の推進	■子どもの防犯意識の高揚に努める他、関係団体が実施する「ハートの家」事業等を支援します。	生涯学習課
71	防犯対策推進事業(小学校)	■新1年生に対する防犯ブザーの貸与、子どもの安心・安全を見守る推進委員の活動推進を通して、登下校時の子どもたちの安全確保を図ります。	学校教育課

(5) 被害に遭った子どもへの心のケアの推進

被害を受けた子どもたちや家庭に対しての支援を進めます。

事業名		事業内容	担当課
72	教育相談事業(再掲)	■不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課・教育研究室
73	被害児童カウンセリング	■被害児童のカウンセリングを実施します(乳幼児カウンセリングは児童相談所に依頼)。	子育て支援課

施策の基本的方向 3 子どもの遊び場の確保

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 子どもの居場所の充実

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整えることを推進します。

事業名	事業内容	担当課	
74	ふれあい塾運営事業	■学校施設を活用しながら、放課後の小学生の居場所づくり事業の充実を図り、児童の健全育成を推進します。	生涯学習課
75	子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
76	つどいの広場事業（再掲）	■常設のひろばを開設することにより、子育て世帯の交流を促進し、地域の子育て力を高めます。	子育て支援課

(2) 公園等の整備

子どもたちが健やかに成長できるよう、公園等の整備や老朽化に伴った遊具の撤去や補修を行い、公園等の整備・充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課	
77	公園整備等事業	■各施設の遊具の改良や、公園の整備を図ります。 ■寒川駅北口地区の公園整備を行います ■田端地区の街区公園整備を行います。	都市計画課
78	児童遊び場の整備	■子どもが安心して遊べるような児童遊び場の点検・整備を進めます。	子育て支援課
79	広場等の整備	■子どもが安心して遊べるような広場の整備・維持管理を進めます。	生涯学習課

基本目標 5 要支援家庭への取り組み

施策の基本的方向 1 児童虐待の防止

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 児童虐待の早期発見体制の確立

虐待の早期発見及び適切な初期対応を行うため、児童虐待防止法の周知を図り、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見を図ります。

事業名	事業内容	担当課
80 児童虐待防止のネットワーク事業	■児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを推進し、充実を図ります。	子育て支援課

(2) 児童虐待の防止

児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係諸機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止のため、子育て支援の充実に努めていきます。

事業名	事業内容	担当課
81 子育て支援センター事業（再掲）	■子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。	子育て支援課
82 養育支援訪問事業（再掲）	■関係機関からの情報収集により、把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、養育支援等を訪問により実施します。 ■生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施に伴い、養育支援の必要性の高い家庭への育児支援事業を展開します。	子育て支援課

施策の基本的方向 2 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) ひとり親家庭への自立支援の推進

経済的負担を軽減し、養育や医療などにおける生活支援を行うため、各種助成制度の充実を図るとともに、制度の周知に努めていきます。

事業名		事業内容	担当課
83	児童扶養手当	■18歳到達年度末までの児童（児童に障害のある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します（国）。	子育て支援課
84	ひとり親家庭等医療費助成事業	■ひとり親家庭等の人々が病院等を受診した時に支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します（所得制限あり）。	子育て支援課
85	ひとり親家庭への各種制度のPR	■パンフレット等による各種制度のPRを実施します。	子育て支援課

施策の基本的方向 3 障害児施策の充実

【現状と課題】

【施策の内容】

(1) 障害児保育の充実

経済的負担を軽減し、一人ひとりの個性を伸ばしていける保育・療育・教育体制の充実に努めていきます。

事業名	事業内容	担当課
86 重度障害者等 医療費助成事業	■重度障害者等の医療費の自己負担額を助成します。	福祉課
87 障害児福祉 手当	■障害児に手当を支給し、対象者の福祉の向上に寄与します（県）。	福祉課
88 障害児デイサ ービス事業	■障害児の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の早期療育を行います。 ■乳幼児の発達に関して療育相談を行います。	福祉課

(2) 学習援助と機会の提供

障害のある児童・生徒の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、就学相談や障害の程度・種類などに応じた指導・支援を行っていきます。

事業名	事業内容	担当課
89 特別支援教育 推進事業（小 学校・中学校）	■特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する児童の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します。また、特別な支援を要する児童のために、町内全小学校に「ふれあい教育支援員」を配置し、学習支援を行います（小学校）。 ■特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する生徒の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します（中学校）。	学校 教育課
90 特別児童扶養 手当	■20歳未満で、日常生活に著しい制限を受ける障害状態にある児童を監護している父母、もしくは養育している養育者に対し手当を支給します（国）。	子育て 支援課
91 特別支援学級 の開設	■特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、より充実した教育の実施を図るため、未設置の学校に順次、特別支援学級を開設します。	学校 教育課



計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援対策行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健福祉事務所、教育機関、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進をめざします。

2 住民との協働

(1) 町民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、町民と行政の協力体制が不可欠です。

町民や企業の代表者、学識経験者、関係機関などで構成される「次世代育成支援行動計画地域協議会」では、引き続き計画の実施状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、町民と町の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙や町ホームページにより、広く町民に周知するとともに、進捗状況について毎年度、公表していきます。



資料編

資料編

1 子ども子育て支援法

2 新制度における公費のしくみ

- (1) 施設型給付の算定方法
- (2) 保育料の構成

3 子ども・子育て会議

- (1) 設置要綱
- (2) 委員構成
- (3) 会議の開催日と審議した内容

4 用語解説

寒川町子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成26年3月

発行者 寒川町 健康子ども部 子ども青少年課

住 所 〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165

TEL 0467-74-1111 FAX 0467-74-5613

